ひとりで悩まないで！

暴力は犯罪です

夫婦や恋人など親密な関係にある（あった）男女間において、ふるわれる暴力をＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）といいます。身体的な暴力に限らず、精神的、経済的、性的など、あらゆる形の暴力が含まれます。

どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

女性に対する暴力撲滅シンボルマーク

DVは驚くほど身近なものです

内閣府の調査によれば、５人に１人の女性がなんらかの暴力を受けたことがあり、20人に１人は生命に危険を感じる程の暴力を受けていたことが報告されています。

警察の犯罪統計では、殺人事件の女性被害者の約３割が夫や内縁の夫によるものとされています。

また、離婚調停を申し立てする妻の約３割が離婚理由に「夫の身体的な暴力」を挙げています。

20人に１人の女性が生命に危険を感じる程の暴力を受けています

（内閣府男女共同参画局「配偶者等からの暴力に関する調査」平成15年４月）

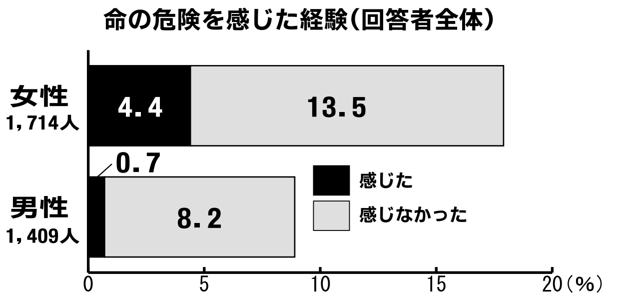

どうして繰り返されるの？

ＤＶにはサイクルがあります。暴力が起こる爆発期のあと、相手は「自分が悪かった」と反省し、とても優しくなり、一時は問題が解決したように思います。

しかし、このハネムーンのような時期は長続きせず、やがてイライラが募る緊張期を経て、再び暴力が起こります。このように、暴力は繰り返し起こり、半年に１度の暴力が、やがて毎月、毎週とエスカレートしてくることもよくあります。

DVは繰り返し起こり次第にエスカレートします

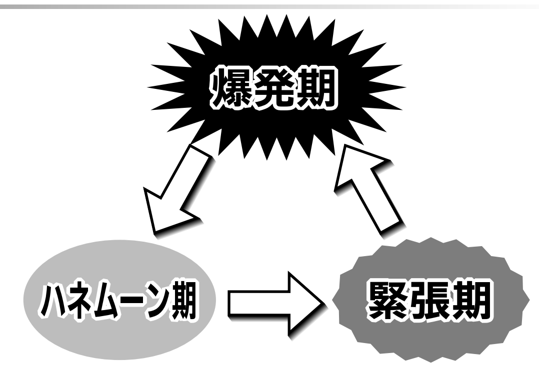

子どもへの影響 ― 世代間連鎖

ＤＶは、子どもに深刻な影響を与えます。子どもは両親の暴力を見ることで、心に大きな傷を負うことがあります。

例えば、両親の暴力を見て育った子どもが暴力によるコミュニケーションを学習し、将来人間関係がうまく築けないため、ＤＶの加害者や被害者になってしまう「暴力の世代間連鎖」という事例が報告されています。

また、他者に対して暴力を振るわなくても自傷行為を繰り返したり、薬物、アルコールに依存することもあります。

さらに、夫の暴力が子どもに及ぶことも珍しくなく、暴力を受けた妻自身も子どもを虐待してしまうこともあります。

DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪です!!

平成13年10月にＤＶ防止法が施行され（平成16年改正）、これまで「家庭内のこと」と見過ごされてきたＤＶが「犯罪である」と明確にされました。

ＤＶ防止法では、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、配偶者からの暴力についての相談、保護、自立支援、通報などについて定め、「配偶者暴力相談支援センター」の設置や「保護命令」の規定（6カ月間の接近禁止命令や、2カ月間の退去命令）が盛り込まれています。

一人で悩まず、勇気を出して相談しよう！

２００５年、県内８カ所の「配偶者暴力相談支援センター」に寄せられたＤＶに関する相談は１３１４件で、一日に３件以上の相談が寄せられた計算になります。

市内の身近な相談窓口は、市役所の婦人相談室や、青森地方法務局十和田支局で人権擁護委員がＤＶ相談を受けています。

どちらも相談室があり、ゆっくりと話をすることができます。

最近は、男性からの相談もあるようです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。専門家との連携により、法律的な助言もしてくれます。

事前に連絡することで人目に触れず相談ができます

婦人相談（市役所新館１階福祉課児童家庭係）

○場所　婦人相談室（食堂となり）
　月～金曜日 午前９時～午後４時
○電話　23-5111　内線259
○相談員　佐々木さん
○相談員から一言　**家庭不和・離婚・生活苦などの相談が寄せられています。気軽に相談してください。**

人権相談（十和田奥入瀬合同庁舎４階）

○場所　青森地方法務局十和田支局
　月～木曜日 午前10時～午後５時
　※月火は女性、水木は男性の人権擁護委員が相談を受けます。
○電話　23-2424
○人権擁護委員　前川原さん（月曜日担当）
○相談員から一言　**だれでも経済的自立を目指すことが必要。専門家との連携により助言しています。"おかげで助かりました"の一言が仕事の励みです。**

その他のおもな相談窓口の紹介

DVホットライン　0120-87-3081　※24時間対応
青森県女性相談所 017-781-2000
上北地方健康福祉こどもセンター福祉部
（配偶者暴力相談支援センター）0176-62-2145
十和田警察署　0176-23-3195

学生が10代を支える取り組み「SMILE（スマイル）」

県立尾上高校で行われたSMILE（スマイル）の寸劇

青森県立保健大学の益田早苗助教授は、学生のサークル活動をとおし、10代の性の問題について考える学習会を支援しています。

学生は、生徒の相談に対応するため事前に※ピアカウンセラーの研修を受け、益田先生が県内の高校へ出向いて行う出前講座「思春期保健講話」に同行しています。

活動はおもに、10代の妊娠中絶や性感染症の危険について寸劇で訴えたり、デートＤＶについて、愛情と束縛を勘違いしている10代の仲間への啓蒙（けいもう）活動を積極的に行っています。また、生徒の個別相談にも応じています。

学生はサークル活動をとおし、「子どもは親に反抗しても、聞く耳と見る目は持っている。親がどう対応するのか、子どもは見ているものです」と話していました。

※ピアカウンセラーとは
ピアは仲間の意。同じ立場（ここでは思春期）にある人が、相手の悩みや相談に乗り指導・助言する人。

講師を務めた沼田さんは生徒に「いのちを簡単に投げるな。これからもっとおもしろことがあるぞ」と熱く語りかけていた。

思春期を迎える子どもたちの学習会

市立第一中学校から

第一中学校では、平成６年から沼田医院（六戸町）の沼田知明院長の協力のもと、学校、保護者による思春期教室に取り組んでいます。

学校では、保健体育を中心に、理科・家庭科などの授業で思春期の心と身体の発達について学び、保護者は公民館に集まり、沼田院長を囲んで「思春期の子どもを持つ親の学習会」を開催しています。

さらに、３年生の生徒は、保健師や栄養士、若いお母さんに指導を受けながら赤ちゃんを抱っこしたり、離乳食を食べさせる「赤ちゃんふれあい体験」や、沼田院長から話を聴く「思春期教室」など充実したプログラムが行われています。

生徒は、３年間の学習の中で、性について考え、「責任と思いやり」について学んでいます。

学校と保護者が一体となり、未来のお母さん、お父さんを育てようとする取り組みに、ともに支えあう男女共同参画のメッセージがたくさん込められています。